

景気テコ入れ策（6）

田中 修

はじめに

李克強総理は8月19日、国務院常務会議を開催し、現代流通業発展のための法治化されたビジネス環境の建設手配と、小型・零細企業に対する税制優遇の一層の強化を決定した¹。これも景気テコ入れの一環である。本稿では、会議の概要と、8月21日に行われた財政部税政司長の解説を紹介する。

1. 国務院常務会議（8月19日）

（1）現代流通業の発展

現代流通業という国民経済の大産業の強化は、生産・消費とよりうまくリンクすることにより、構造の最適化と発展方式の転換を促進することができる。

①全国統一の大市場建設を阻む各種障害を断固として除去しなければならない

行政権力による規制の濫用あるいは公平な競争の排除を禁止し、市場における優位な地位を利用した不合理な手数料の徴収あるいは不合理な取引条件の設定を禁止して、社会の流通総コストを引き下げなければならない。

ビジネス物流等の分野への外資参入規制を開放し、多国籍企業を勧誘して、中国で調達・販売等の機能をもつ地域センターを設立させる。

②電子ビジネス等の新興流通方式を普及させなければならない

「インターネット+流通」アクションプランを実施し、流通企業が系列の実体店舗での物流・サービス・経験等の優位性を発揮することを奨励し、実体とインターネット市場の融合した発展を推進する。

企業が国外で販売・支払清算・倉庫物流ネットワークを建設することを支援し、流通企業と製造企業が集団で海外進出することを奨励する。

③流通分野の市場監督管理を刷新しなければならない

企業製品の質の保証制度を推進し、農産品・食品・薬品等の消費者の生命・健康にかなり大きな影響を与える商品を重点に、商品がどこから来てどこに向かうのかを追跡調査し責任を追及できる、全プロセスをフィードバックする追及システムを確立しなければならない。

ビジネスの総合的な法執行テストを展開し、監督管理の効率を引き上げる。

④流通施設の建設管理を整備しなければならない

公益的な農産品卸売市場等に対する投資・運営メカニズムを刷新し、農産品取引市場・コミュニティ野菜市場・再生資源回収等の薄利経営施設の用地需要を優先的に保障し、社

¹ 会議ではほかに、「ビッグデータ発展促進に関する行動要綱」も決定された。

会（民間）のパワーが投資に参加することを奨励しなければならない。

よりスムーズな流通の大動脈を用いて、旺盛な消費をもたらし発展を支える。

（２）小型・零細企業への税制優遇

小型・零細企業は雇用の主要なルートであり、発展の強力な新勢力である。

方向を定めたコントロールを引き続き実施し、小型・零細企業に対する税制支援を一層強化し、積極的財政政策により大きな力を発揮させることにより、起業・イノベーションの負担を軽減させ、今日の小型・零細企業に発展の大きな未来を勝ち取らせることができるようにする。

既に打ち出された税制優遇政策をしっかりと実施すると同時に、

- ①2015年10月1日から2017年末まで、法に基づき企業所得税の課税を半減する小型・零細企業の範囲を、課税所得額20万元以内（20万元を含む）から30万元以内（30万元を含む）に拡大する。
- ②月販売額が2万元－3万元の小型・零細企業、個人事業者及びその他個人に対する増値税・営業税課税免除の優遇政策の執行期限を、今年末から2017年末に延長する。

2. 財政部税政司 王建凡司長の解説（人民日報 2015年8月22日）

（１）企業所得税優遇策

今回の調整は、実質上、課税半減の優遇政策をすべての小型・零細企業に拡大したものであり、最近では5回目の調整、今年では2回目の調整である。

政策が打ち出されて以後は、すべての小型・零細企業は10月1日から、法定の20%の優遇税率の基礎の上に半減が開始され、適用所得税率は10%に引き下げられ、一般企業の25%の税率に比べ15ポイント低くなる。

（２）増値税・営業税優遇策

小型・零細企業と個人事業者の発展を引き続き支援し、政策への予想を誘導するため、国務院はこの政策の執行期限を引き続き延長することを決定した。

（３）政策効果

今回打ち出した2つの政策の、小型・零細企業に対する減税の規模は、1000億元を超えるものと予想される。

税制優遇策は、ここ数年持続して実施され、減税効果は執行プロセスにおいて既に逐年的に発揮されており、総体として中央・地方財政への影響は限定的である。政策の打ち出しにより小型・零細企業の減税面は一層拡大されており、今日の小型・零細企業に発展の大きな未来を勝ち取らせることになる。

（４）今後の政策

今後、我々は関係部門とともに、税制優遇政策を更に検討・整備する。

初歩的に考慮している政策調整の方向としては、

- ①企業の研究開発費用の計算方法を整備し、研究開発費用の所得控除政策の適用範囲を適切に拡大する。
- ②エンジェル投資を含むシーズ期・イノベーション初期等のイノベーション活動への投資について、関連税制支援政策を統一的に企画・検討する。
- ③起業投資を行った企業に対する税制優遇政策を更に整備し、そのハイテク企業への投資条件の規制を適切に緩和する。
- ④中関村の現行企業が株を譲渡・増資する際に、個人所得税を分割納税させるテスト政策、ストックオプションに係る個人所得税を分割納税させるテスト政策を、全国に適切に普及させる。
- ⑤科学技術企業のインキュベーター、大学科学技術パークへの租税政策を検討・整備し、大衆によるイノベーションの空間を作り上げる等、適切な税制支援を与える。

(参考) 過去の負担軽減策 (中国政府網 2015 年 8 月 21 日)

2013 年 4 月 10 日 国務院常務会議

営業税を増値税に改めるテストの一層の拡大を決定。

2014 年 4 月 2 日 国務院常務会議

小型・零細企業への所得税優遇政策の実施範囲の拡大を検討。

2014 年 6 月 11 日 国務院常務会議

増値税の特定・一般納税者の税率の簡素化・併合を決定し、企業負担を軽減。

2014 年 11 月 15 日 国務院常務会議

普遍的な費用引下げを決定し、企業とりわけ小型・零細企業のために負担軽減を強化。

2015 年 2 月 25 日 国務院常務会議

一連の減税・費用引下げに関する政策措置を再び確定。うち、失業保険料率を現行条例が規定する 3% から統一的に 2% に引き下げただけで、毎年の企業・従業員の負担が 400 億元余り軽減可能に。

2015 年 6 月 24 日 国務院常務会議

5 種類の社会保険のうち、企業が納付しなければならない労災保険の平均保険料率、生育保険料率を引き下げ、毎年の企業の負担を約 270 億元軽減見込み。

(8 月 24 日記)